○合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金交付要綱

平成25年７月18日

告示第46号

（趣旨）

第１条　この要綱は、六次産業化又は農商工連携による新商品開発等を支援し、地元農林水産物の消費拡大及び地域産業の活性化に寄与するための補助金の交付に関し、合志市補助金等交付規則（平成18年合志市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　農林漁業者　本市において、農業、林業若しくは漁業を営んでいる者又はこれらが組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）。なお、農業、林業及び漁業の定義は、日本標準産業分類によるものとする。

(2)　中小企業等　合志市中小企業等振興基本条例（平成22年条例第12号）第２条第２号に規定する中小企業等

(3)　六次産業化　一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

(4)　地域資源　本市内において生産された農林水産物又は地域の資源として認識される鉱工業製品、観光資源等

(5)　農商工連携　農林漁業者と中小企業等が連携し、それぞれの経営資源を持ち寄って事業を行う取組

(6)　新商品開発等　商品やサービス等の開発、改良又は販売促進等を行う事業。なお、改良とは、既存商品又はサービス等の単なる改良に留まらず、新たな付加価値（売上高若しくは生産性の向上又は購買層の拡大等が見込めるもの）を加えることをいう。

(7)　ブランド認証事業者等　合志市地域ブランド推進協議会設置要綱（平成21年合志市告示第32号）第１条に規定する協議会において合志ブランドとして自らの商品を認証された事業者又は合志のうまかもん店に登録された事業者

（補助対象者）

第３条　補助金交付の対象者は、本市に所在する農林漁業者又は中小企業等とする。ただし、

市税等の滞納がある世帯の者又は団体を除くものとする。

（補助対象事業）

第４条　補助金交付の対象事業は、本市の地域資源を活用し、六次産業化又は農商工連携を通して実施される新商品開発等事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、第７条に定める期間に行う新商品開発等に必要な経費のうち、次の各号に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

⑴　新商品開発費

⑵　市場調査費

⑶　販売促進費

⑷　展示会等出展経費

⑸　その他、市長が必要かつ適当と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は予算の範囲内とし、別表に定めるとおりとする。

（補助期間）

第７条　補助期間は、交付決定日から、当該年度の３月31日までとする。

（事業実施申込書の提出）

第８条　補助金を受けて事業を実施しようとする者（以下「申込者」という。）は、事業実施申込書(様式第１号)と併せて、次に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

⑴　事業企画書（様式第２号）

⑵　市税等滞納状況確認同意書（様式第３号）

⑶　登記事項証明書の写し（法人の場合）

⑷　個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は直近の確定申告書の写し及び本人確認書類の写し（個人事業主の場合）

⑸　補助対象経費の見積書の写し又はこれに代わるもの

⑹　その他市長が必要と認めるもの

（申込件数の制限）

第９条　申込者が申込みできる件数は、同一年度に１件までとする。

（補助金交付事業の審査）

第10条　市長は、第８条の規定により提出のあった事業実施申込書について、補助金交付の適否等について審査するため、合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業

申込者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2　市長は、審査会に必要な事項を審査させるものとする。審査内容については非公開とする。

3　審査会の委員は、次の各号に掲げる職員をもって充てる。

(1)　産業振興部長

(2)　商工振興課長

(3)　農政課長

(4)　財政課長

4　委員長は、産業振興部長をもって充てる

5　審査会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

6　審査会の庶務は、商工振興課において行う。

（補助金交付事業の採択）

第11条　審査会は、次に掲げる項目について、別に定める審査基準に基づいて事業内容を総合的に審査し、採択の適否を決定する。

(1)　商品力

(2)　地域への社会的・経済的影響力

(3)　計画性

(4)　実現性

2　審査会は、前項の規定による採択の適否について市長に報告しなければならない。

3　市長は、審査会の報告を受け、補助金交付事業の適否を決定したときは、合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金採択（不採択）通知書（様式第４号）により、当該申込者に通知するものとする。

（交付の申請）

第12条　前条第３項の規定による採択の通知を受けた者（以下「交付申請者」という。）は、規則に定める補助金交付申請書、事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第13条　市長は、規則に定める審査を経て、当該申請に係る補助金を交付することが適当であると認める交付申請者に対し、規則に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第14条　前条の規定による通知を受けた者は、事業終了後速やかに、規則に定める事業実績報告書と併せて次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　成果報告書（様式第５号）

(2)　その他市長が必要と認めるもの

（補助対象事業完了後の調査）

第15条　市長は、補助対象事業の完了後においても、補助事業者に対し、補助対象事業に係る事業の成果に関する調査を実施することができるものとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成25年７月18日から施行する。

附　則（平成26年６月10日告示第19号）

この告示は、平成26年６月10日から施行する。

附　則（令和３年３月31日告示第97号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年12月24日告示第76号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金交付要綱の規定は、公布日以後に行われた申請に対して適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

別表（第６条関係）

補助率	補助限度額	備考
3／5以内（ただし、ブランド認証事業者等においては、4／5とする）	1,000,000円	補助金の額の算定に当たり、1,000円未満の端数は切り捨てる。

様式第1号(第8条関係)

年　　月　　日

（あて先）合志市長

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

事業実施申込書

合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金の交付を受けたいので、合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申し込みします。

記

１　事業の内容

別紙様式第2号のとおり

２　事業完了予定日

年　　月　　日

３　添付書類

・事業企画書（様式第２号）
・市税等滞納状況確認同意書（様式第３号）
・（法人）登記事項証明書の写し
（個人）個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は直近の確定申告書の写し及び本人確認書類の写し
・補助対象経費の金額の根拠となる見積書等の書類の写し
・その他

以上

様式第２号(第８条関係)

事業企画書

１　事業者情報

事業者名		主な業種	(日本標準産業分類の中分類)
所在地			
事業概要			
担当者	役職・氏名： TEL： E-mail：		

２　企画内容

名称（案でも可）	
テーマ	
活用する地域資源（主な原材料等） 及びその生産者等	
商品の特徴（類似製品との差別化、新規性）	

市場ニーズ・消費者への訴求力（マーケティング調査）	
地域への社会的・経済的影響	
補助事業終了後の計画（販路、売上目標等）	
実施体制	

3　事業スケジュール

4　補助対象経費

費目	経費内容	金額（税抜）

様式第３号(第８条関係)

市税等滞納状況確認同意書

年　　月　　日

（あて先）合志市長

合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金交付要綱第８条第２号の規定に基づき、市税等の納付状況を確認されることについて同意します。

申込者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第 4 号(第 11 条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

合志市長

合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金採択（不採択）通知書

年　　月　　日付で申込みのあった「合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金」について、合志市六次産業化・農商工連携による新商品開発等事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり採択（不採択）したので通知します。

記

1　補助対象経費　　円
2　補助金交付予定額　　円
3　不採択理由

様式第５号（第14条関係）

成果報告書

１　報告者

事業者名	
代表者	
担当者	役職・氏名： TEL：　　FAX： E-mail：

２　報告内容

事業名	
実施期間	
実施状況・成果 ※必要に応じて状況が分かる写真等の資料を添付のこと。	
今後の課題・方向性	

様式第１号（第８条関係）

様式第２号（第８条関係）

様式第３号（第８条関係）

様式第４号（第11条関係）

様式第５号（第14条関係）